「益田高友家文書」 中世分の翻刻と紹介

力一族の家系に伝わった文書群で、山口県内在住の同家のご子孫より山 た「益田高友家文書」は、中世の石見国益田の領主であった益田氏の有 家

.県文書館に二〇一四年二月に寄託された。

思われる。 状写の正文は現在のところ確認できていない)と多数の新出文書、 文書」として掲載される(六三八頁)など、部分的にその存在が知られ ていたが、その正文 上卷(一九七五年) に一部が写として収録されており(1~6号文書)、また この文書群は、 (表1参照) が発見されたことになり、益田氏研究に大きく資すると 従来「閥閲録」 に、 (ただし「閥閲録」 益田藤兼感状写(15号文書の写) 巻一六八益田織部家来・益田 所収の毛利元就・同隆元連署書 が 『益田市誌』 「益田高友 五郎兵衛

文書群名のもととなった益田高友は、

八世紀前半頃の当主で、

で大きな貢献をした人物である。書写してまとめるなど(冊子1)、「益田高友家文書」が現在に伝わる上た。「閥閲録」の差出原本を作成したと推測され、またこの家の文書を家系の傍流であったが、本家に跡継ぎがなく、養子として本家を相続し

世分として紹介することとしたい。
今回は、「益田高友家文書」のうち、同家の兼友の代までの文書を中

原本を作成したと推測され、またこの家の文書が、本家に跡継ぎがなく、養子として本家を相続い、本家に跡継ぎがなく、養子として本家を相続いる。

凡例

漢字

(いわゆる表外漢字)

や

部の変体仮名には、

原文の字体を残

可

单 (対域)

+ 恐々」

年

晴陶 賢

花押3

謹

言

字体は、常用漢字や人名用漢字は新字体にあらためた。それ以外の

たものもある。

校訂者の

が加えた註

のうち、

校訂註には

説

明 註

は

を

益田刑部少輔 十二月廿三日

0

かわり目を

で、

紙のかわり目を

で示した。

欠損は 心いた。

で、

朱書きは

で示

した。

正文につ

いては、

行

用

川□県文書館「益田高友家文書」日録

| 山口宗义首郎「盆口向及豕义首」日銶 | | | | | | | | |
|-------------------|----|--|--|--|--|--|--|--|
| 整理番号 | 形状 | 名称 | | | | | | |
| 益田家1 | 軸 | 大内氏・内藤氏・尼子氏・陶氏書状(1~6号) | | | | | | |
| 益田家2 | 巻子 | 〔益田家判物類〕(7~16号) | | | | | | |
| 益田家3 | 冊子 | 御感状其外万御判物之写(17~61号) | | | | | | |
| 益田家4 | 冊子 | 先祖已来軍功其外功労之次第 | | | | | | |
| 益田家5 | 冊子 | 御神本并益田家系図 (天御中主尊~益田就賢) | | | | | | |
| 益田家6 | 卷子 | 御神本并益田氏世系之図 (天御中主尊~益田就之) 〔益田氏系図〕(国兼~高友) | | | | | | |
| 益田家7 | 卷子 | | | | | | | |
| 益田家8 | 巻子 | 天子登極之図(神武天皇~桃園天皇) | | | | | | |
| 益田家9 | 卷子 | 公方家御系図(広忠~家治) | | | | | | |
| 益田家10 | 卷子 | 藤原姓世系之図 (鎌足~基経) | | | | | | |
| 益田家11 | 卷子 | 毛利御系図 (平城天皇~重就) | | | | | | |
| 益田家12 | 卷子 | 〔吉見氏系図〕(清和天皇~岸正勝) | | | | | | |
| 益田家13 | 状 | 〔戒名札〕(安国院殿徳蓮社崇誉道和大居士) | | | | | | |
| 益田家14 | 冊子 | 鑑政 | | | | | | |
| 益田家15 | 卷子 | 〔新陰柳生家当流秘伝書〕 | | | | | | |
| 益田家16 | 卷子 | 〔嘉納流柔術秘伝書写〕 | | | | | | |
| 益田家17 | 状 | 〔益田氏系図目録〕 | | | | | | |
| 益田家18 | 状 | 〔益田家文書目録〕 | | | | | | |
| | | | | | | | | |

3 2 就 軸

弥可申承候、 験之通、 誠御帰陣之後無音候、 張忠申候、 仍雁二」羽送給候、 於愚」 故障之」 身令安堵候、 儀令連続、 欣悦候、 陣中別而御入魂」 年内既無」 乍存打過

御報

/輔殿

須子源五郎英明領分」阿武郡三見郷事、 内藤隆世 状 (縦16.3m 横36.7㎝ *

御方」衆可被相動之由、

其聞

||閥閲 録

6

属本意候、 陶晴賢書状 九月三日 其表之儀」 益田伊豆守殿 (兼貴) (縦17.7㎝、 無油断、 殿 横38.7m) 方々可有計」 晴(R 久子) (花押2 * 『閥閱録』 略事肝要候、

対両三人示給之、 尼子晴久書状 得其」 (縦17.7 意候、 cm 横38.5㎝ 此表之事、 山吹」已下之敵城悉《石見国邇摩郡》

尚各」

可 单

隅家之儀、」 大内義長書状 藤兼存分候哉、」 (縦18.0㎝ 右田右京亮可申候、 、」晴賢以申談之趣、」用捨候之様、 横43.8㎝) ※『閥閱録』3 (花押1) 恐々謹 諷

諫

(1号~6

悉伐捕之、 明春早々 労被得快 山口県文書館寄託「益田高友家文書」中世分の翻刻と紹介(中司) (95)

不令忘却候、

候、

御所」

5

余日候、

| 益田刑部少輔殿 内藤」 | 「二ノ十二申剋」 (周防国吉敷郡) (異筆) | 解 所 | 三月十二日 隆世(花押6)(弘治二年2)(内麋)(内麋)(内麋) | 申候、其口肝心候間、」隆風被仰談、至長野」御襲專一候、時儀示給」(町野)(石見国美濃郡)(石見田美濃郡)如度々有之由、其聞候、於事」実者無謂儀候、堅固」可被仰付事肝要候、」如度々 | 至福井郷御着陣之由、」尤可然候、仍御手之衆」於多万・小河濫妨等」(長門国阿武郡) (長門国阿武郡) (長門国阿武郡) (長門国阿武郡) ※ 『閥閱録』 7 | 益田刑部少輔殿 益田刑部少輔殿 (兼費) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (匈)本意候、」仍馬一疋^{佐目}進之候、猶使僧」可申候、恐々謹 | 帰陣後無音候、陣中御心」懸・御馳走之段、無忘却候、即」可申之処、5 陶晴賢書状(縦17.7㎝、横37.0㎝) ※『閥閲録』4 | 益田刑部少輔殿 益田刑部少輔殿 超世(右拃4) | を (内藤) 女候、恐々 |
|----------------------------------|---|--------|--|---|---|--|---|---|---|--|
| 珍札畏入候、仍先年者、於」雲州御陣、弟又六細々懸御」目、得御意候 | 向後者無題目」候共、」蒙仰、又可申入候、」御同意所仰候、是又祝着之由申」事候、哀々於何之口も、懸御」目度之由」申事候、」尚々、被思召寄御音問喜悦候、」次郎所へも御懇意之通、」申聞候、 | 消 書 | 書)から補った。 ○袖の上部は少し切除されている。欠損部分は同家文書の写(32号文 | 御旅宿所 常栄 | 「(墨引) 中嶋四郎左衛門入道 ^(第二紙切封ウハ書) 「八月廿一日 常栄(花押7) 「中』 承候、恐々謹言、 | 11 11 1111 1 | 多々候へ□□手田」兵部少輔と申候方候、書状以下請取」渡之段被拵申(共麓) 刑部少輔殿へ被申入候、惣而者至爰」許肥前守親類衆て、此□□直書」刑部少輔殿へ被申入候、惣而者至爰」許肥前守親類衆 | 近来御懇問□□□然」上者、雖遠国候、向後入魂被申」談度之首尾計に近来御懇問□□□然」上者、雖遠国候、向後入魂被申」談度之首尾計に御状之事、肥前守□□其」披露候処、可有一覧之由候之条、」取合申候処、極端隆信(<遂) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※ | □等より申せと」□条、此分候、(編目版表) □沙汰之由候、先々」(我) 日貴所より見事之」文箱弐進上候、御□□」□沙汰之由候、先々」先日貴所より見事之」文箱弐進上候、御□□□□沙汰之由候、先々」 | (等一氏:従39.0m、黄34.5m。等に氏:従59.0m、黄34.5m)7.中嶋常栄書状(巻子1)(7号~16号) |

打、

郎

右衛門矢疵右手、」

助六矢疵ニヶ

所

左肩、

品

Ш

郎

右衛門

尉

 $\overline{\mathsf{F}}$

人彦右衛門」

比

類

候、

」 親 経 候 形 、

候者申談、別而感』 ^{昭宗兼)} (、同弥六太刀打蒙」

悦之通、

(紙継目

申点

達

弥

可

抽

泰

「継目の上に書かれて各粉骨之次第、

御

忠節

敷存 之由 *₹* 将又爰許珍」 %候者所 去於此 拝 疋 候 候、 顔、 処 所 我 表之用等 遙 重 持 御 等 狀 臺 候、 敷馬今程 々隼 事 御 懸御 中述 在 候 上 一被遣 者蒙仰、 快然候、 目 不到来 候之条、 陣 度候、 上之刻、 候、 候、 聊 閣筆候、 程 誠 御 不 任近候者、 不可 雖然三 御芳情之段不浅 同 藣 名中 居 有 候 務少 恐々 て、 别 疋も可然馬所持之方候、 切 候、 々 輔 不 殿 懸御 於 可 候、 阿之口 申 も申 目 承者をと申 候 段見事之 b 承 御出張 候キ、 内 事 々 候 由 我等 候、 就 御 者 候 中 床

六月 田 刑兼日 小 輔 殿 御返 甲 清 花押

8

謹

去

可

○この文書は年未詳である 利氏 (の尼子氏攻めと考えら が、 れる 文 单 0) 御 陣 は 永 禄 Ŧi. 九 年 0

益 田尹 ・兼感状

9

大畠 去十 太刀誅、 誅矢疵廢、」 本小 六日 四 五郎 郎 中 兵衛尉太刀誅同矢、」 於 与三 **三隅** 村 打 七 死、 郎 一郎太刀打 那賀郡 品 右 洞 河三 「衛門尉」 崩 寺山 郎 矢疵右腕鑓」 :右衛門尉太刀誅、]領家藤兵衛尉+『合戦之時、』御手衆中村与五郎』 cm太刀打矢疵二 斎藤兵衛九郎 横51.2 **疵**右脛、 cm0 第一 ケ 太刀打、 弥七太刀打、 所脚股 紙 縦 中 17.0 ₪ 七郎 井 新 太刀打同矢、 河郎 分捕打 新左衛門尉 左衛門太刀 横18.0 太刀 死 cm

永 正 四十 仰 月五 付者、 廿年 可 為肝 要之状」 如 件

由 無

又次郎(益田尹兼) (花押9)

- 子目

与次郎!

10 益 田宗兼 感

松本小五郎并下 延述候 应 励 紙 月 十六日 軍 高名無 忠者、 面 候、 第 於三隅」 悉江 可 比 (石見国那賀) 類 以状 彦右 為肝 候、 洞明寺· 綱和) 申 1衛門 要之状如件、 其外数多」 車 打 山 併兼 死、 横42.0 合戦之時、 勝御 更非」 或太刀打、 cm 断 動 之 故 及 第 手 言 衆 候、 或被 紙 語之儀候、 中 村与五郎 必 疵 縦 15.6 廉 各 cm依 可 分捕」 加 忠 戦功之通 横8.7 扶持 懃 打 心得勝 cm候、 死

正十五

治益部門 少兼 輔

六月廿六日 (益田兼勝) (益田兼勝) 日

花 押 10

11 益 田 宗兼 1於三隅洞」 感 状 元国那賀郡 (縦15.1 cm 横39.0㎝

郎太刀打、 之故 郎 四 月 候、 太刀討鑓疵右脛、 十六日 各忠功」 弥 被 励 之至候、 戦功 助六左扇 明 能 寺 可 一ヶ所 Þ Щ 為 、褒美」 合戦之時、 肝要之状如 次郎 専 左衛門 候、 中 間 彼等粉骨之儀、 左 手疵 七 郎 弥 左 七太刀打、 衛門太刀打、 併 \Box

小月廿六日 (益田兼勝) 与次郎殿

治益部里 少兼 輔 花 押

益 状 縦

12

死 去 Ħ 二吉見大蔵: (正賴) 孫 染筆 候 輔 家元 紀 12.8 其 (外品) 城至 双至中 国鹿足世 Ш 坪尾切懸」 横34.2㎝ 兵庫助 僕従 時、 郎 従伏谷 打死 候、 善 右 新右 衛門 衛門

新

四 与

御

尉 軍之故候、仍軍忠」 夜搦之時、 二人打取、」 状如件、 僕従弥三郎一人打執、」 彼是度々儀被励 戦

天文廿 八月三

(益田兼貴) (一世) (一世) (少輔ヵ)四日

> 右衛門佐 12

> > 岩本玄番台

<u>允</u>

市

原

弥三

郎 助

去廿九日宇津川」要害截執之刻、」 (石見国美濃郡) 3 益田藤兼感状(縦13.0㎝、横3 横39.4㎝

処、 忠功更無」 比類候、 併兼貴被 品河彦五郎討死、」 励粉骨之故候、 必連忠之次第可 敵合防戦分明」 之

相達者也、 仍後鏡」 之状如件

弘治

(益田兼貴) (益田兼貴) 形部少輔殿

右衛門佐(益田藤兼) 花押 13

去晦日宇津川」要害慙執之刻、」原新左衛門尉討死、」(石見国美濃郡)〔慙〕 心懸之次第、」 尤無比類候、 併是」 兼貴被励防戦」 之所致候、 忠賞粉骨 誏 連忠之 前 候、

賞必 可相談者 也 仍後鏡之状」 如件、

(益田兼貴) (益田兼貴)

弘治

右衛門佐(益田藤兼)

(花押 14

15 益田藤兼感状

口於須佐磯之城、会(第一紙 縦17.0㎝ \overline{cm} 討死人数之事 横44.5㎝。 第 紙 縦 17.0 E 横38.8 cm

原丹後守

去月廿

七

日

令

中間竹三

古屋縫殿助

津雅楽允 ·嶋源五左衛 ·嶋図書允

門尉

中間与一左衛門

右彼衆之事、

寺戸左近大夫」

同前に、

立

一用候訖、

剰其刻_

連々」兼皇 (益語)

貴田趣

淵底令承」 可 相談者也、 知 仍 候、 軍忠之状如件 無比類次第、 絶 悥 語候、 併忠功之段、

永禄五年母

三月一日

右衛門佐(益田藤兼) (花押15

刑部少輔殿(益田兼貴)

後筆カ)

於吉見城(石見国鹿足郡) 大谷弥六左衛門尉

於畑田正法寺 三原少輔四 同 主計允

郎

豊前 (小 倉 油 津つ

於吉見

大道

間 ·弥左衛 嗣尉

16 益田元祥感状

去七日豊前国 頸 被討捕」 都郡 之段、 |宇良津之城被切崩」 ^(樂城郡宇留津) (縦17.5㎝、横47.7㎝) 高名非 感悦」 候之時、 無極候、 殊被官之輩」 於鑓下数ヶ所 数人敵討 被

> 東京大学史料編纂所研究紀要 第25号 2015年3月 (98)

取之条、 天正十 内 与次郎殿 (益田兼友) 々 心懸之故与不浅候、 一月十 日 元益 祥豊弥 可 (花押16 被 加忠懃之状 如

横に朱書きで「宗兼公」

の註記あり

21

益田宗兼感状写

(11号文書の写。

本文省略。

差出

0)

治部少輔」

0

朱書きで「宗兼公」

の註記あり))

20

益田宗兼感状写

(10号文書の写。

本文省

略。

差

出

0

治

部

少

輔

0

|冊子1 (17号~62号)

表紙

感状其外筆 -御判物之写

益 田 五郎兵衛高友記之

有物語候、

令申

·候之条、

宗兼御判 (益田) 展、

恐々謹

対彼方連々不及余儀通申

候、

R 中 所 兄 神

自徳

八月十六日 巨 |細以面 至備後刑部少輔出張快然候、益田宗兼書状写

益田 刑 部少 ·輔兼勝代若名与| 煎 後下 野 守

小坂十二名徳屋內地頭分風呂坂壱名(石見国美濃郡) 益田宗兼宛行状写 下黒谷内瀧! 坂壱名・ ・木わみ壱町日(石見国美濃郡)

工年_{庚午}十月廿八日 宗兼御判|郎兼勝無他妨可令領知者也、仍為 仍為後日亀鏡之状如

18 益田宗兼書状写

以 (明所 可致扶持之条、 (間之事反銭可閣申 候、 加 扶助候之者、 如 発生や可

委細悲春庵 宗兼御判 宗兼御判 宗 候、

大谷与三

申

恐々謹

与二郎殿 (益田兼勝) 正月廿七日

有

奔走

候、

に朱書きで「尹兼公」

の註記あり (9号文書の

19

益

田尹

兼感状写

写。

本文省略。

差出

0

「又次郎

0 横

> 0 24

田 刑部少輔兼貴代若名与次郎、 後下野

宇

田

23 毛利元就 同隆元連署書状写 * 閥閲 録 1

石州 〔表可相動覚語候、 亦川十郎左衛門可申婦 (就秀) 、就夫貴殿^江令申候、 候、 此節別 而 御 馳 走 可 為祝着

(永禄元年) 預御心得候、 三月廿五日 猶 赤川 元毛隆就利 御御 判 候、 恐々謹

可

判

益田 刑(兼 部貴 少 輔 御殿 所

横に朱書きで「兼豊、 尼子晴久書状写 (2号文書の写。 又左衛門先祖」 本文省略。 の註記あり 宛所 0) 田 伊 豆守 殿

山口県文書館寄託「益田高友家文書」中世分の翻刻と紹介(中司) (99)

申 藤盆25 兼別 候 尼子晴久書状写 恐々謹 而不可有等閑之通申談之条、 + 一月廿 田 刑兼公司

夢 輔 殿

晴久御判 (尼子)

於向後每篇馳走可為祝着候、

尚各可

大内義長書状写 (1号文書 0 写。 本文省略

26

28 陶 晴賢書状写 (3号文書の写。 本文省略。 文中に朱書きで

唐

人張

家

ノ元祖

0)

註記あり

27

陶晴賢書状写

(5号文書の写。

本文省略

29 内藤隆世 l書状写 (4号文書の 写。 本文省略

掃 30 部助 隆風、 藤隆世 小川星 I書状写 (6号文書 城 Ê の註記あり 0 写。 本文省略。 文中に朱書きで 町 野

31 松浦隆信書状写

任見来、 黒頭一ヶ唐進入候、 補空書計候

候条、 珍重此事候、 与以 近 向 来馴々敷 |里同 公後不可 後無御 方旨趣精申候間、 [風之於御心底者、 候、 '有無沙汰候、 :隔心可申承之儀、 仍於爰許相互被仰通度由承候、 以事次令啓候、 定而能々可相達候、 誠遼遠之境候条、 何様入魂可申談 可 仍被対大賀主計允之芳札、 為本望候、 候、 両方助 今度幸於当津彼主計允下向 (肥前国松浦郡平戸ヵ) 目出候、如仰縦雖遠国之事 此表自然相応之御用 聊別儀有間敷候之条 力等之儀 具加披見 ハ雖難罷 一候者、 候、 成

> 可 御 右衛門佐門信益田藤兼) ・門左殿へ御取合可為祝着候、恐々謹言(表)、江崎・須佐両津へ自景々、恐々謹言(公補) 懇 可 申入候、 次而之時

八月廿

松 浦肥前守

刑兼貴 夢 輔 御殿

隆信

益田

宿所

32 中島常栄書状写 (7号文書の 写。 本文省

33 益田藤兼感状写 (12号文書の 写。 本文省略。 差出 0) 「右衛門佐 0

横に朱書きで 「藤兼公」 の註記あり

「張忠ハ

横に朱書きで 34 益田藤兼感状写 「藤兼公」 (13号文書の写。 の註記あり 本文省略。 差出 0 右 衛門佐 0

35 朱書きで 益田藤兼感状写 |藤兼公」 (14号文書の の註記あり 写。 本文省略。 差出 0 「右衛門佐 0

朱書きで 益田藤兼感状写 藤兼公」 (15号文書の 0) 註 記あり 写。 本文省 略。 差 出 0 右衛門佐 0

36

37

今度 不浅 被 及潤津之城被切崩紀(豊前国築城郡宇留津)益田元祥書状写 候、 疵之条忠節 我等太慶此事候 無比類候 砌、 何も帰陣之節、 剰家中之者共歴々分捕手負候、 与次 即 『兼友』 物次郎高名(『佐田四兵衛兼為 以 面 可申述候、 殊与次郎 恐々謹言 内々心懸故与

天正十四 下野守殿 下野守殿 進之候

(益田)元門 判

今度於潤津、澄川惣左衛門尉(豊前国築城郡宇留津)

与神妙 候、 以 此旨能々可 被申与之候、 中 崩 善九 恐々 郎 謹 助 四 郎 被 派之由 内 々心懸故

「- | 月十 下野守貴 進之候 (候

(益田)元祥御判右衛門佐

人名無休期在陣之儀候 此方申分辻不合様候へ者、 共 内

々申談辻 代之内

お、

元春如望被相調候(吉三)

ス 候

証

可

被見切之事、

 \Box

I借存 ハ

候、

39

益田元祥書状写

呉

今度在 之覚与申、 陣 中、外分実太慶存候、. ^[開] 陴中別而御馳走之段、 旁其御分別頼申候 少茂不可有忘却候、 無申計候、 以上、 殊父子 (へ者、向後失面目儀候問人) (伯耆国河村郡) (伯耆国河村郡) 于同前在陣之段、併他家 者 家江

内 刀々以 1々可 **驰走之由**、 涯有之と、 申談候条、 御 馳 走頼 此節相違之様ニ候 申候、 委細此者可申 候 恐々謹

六月 兼益月 貴田 三日

ま

(益田)元祥御判

いる

木東郷之内田地三町并 (石見国那質郡) 益田藤兼宛行状写 云 軍忠、 云心馳、 為其賞令加与畢、 **卅田万郷之内** (長門国阿武郡) 畄 打渡之前至子孫可有知行者也、 地 弐町等地之事、 先年当家気遣之

> 41 益田藤兼書状写

(益田兼貴) 刑部少輔殿 |門佐

年 所 被対愚身別而御 可 申談候、 八日 藤兼御判 (益田) 猶委細大谷佐渡守・金山! **脚走、** 殊 毎事忠節被 金山雅 抽 自余候之段、 楽助 可 申 候、 更 無比 恐々 謹 類

候、

何

様 連

(益田兼貴) 七月十六日

着 兼貴内存之通対宮本坊承候、 候、 弥

令承知候之由申

侠 処、 重畳任口

重

Þ

以

通

承候、

祝

上候之間、

卯月十日 (益田兼貴) 卯月十日

之候

間

候、 恐々謹 藚

可

单

木東郷之内松かひら山 (石見国那賀郡) (石見国那賀郡)

野之事、

為屋敷分預ヶ置之候、

猶委細品川主水允

刑部少輔殿 十二月十八日

永禄十三年 京亀元年也』 行如件、 二月 十 日

剃

益田藤兼書状写

42

恐々謹 々向後者預馳走、 於身不可有余儀候、

(益田)藤門 兼佐御

判

(益田)藤門 兼佐御

判

山口県文書館寄託「益田高友家文書」中世分の翻刻と紹介(中司) (101)

44 益 田藤兼書状写

人儀雖 守 時 家中裁判之儀申候 金山 有之、 雅楽允可申 於身聊不可 族 候、 有 恐々謹 有 别 心 同 心可 候、 以 有御馳走之由 此旨弥々御 馳走頼存 満足 候、 候、 然者如 猶大谷佐 阿体

刑部少輔殿(益田兼貴)

藤益言 兼御 剕

彦次郎縁辺之事、会『兼貴嫡女、藤兼公為養女、嫁 、於無直子者、 可 令嫁写 裁田 被任其意之由 許彦 候温 所兼英 御 尤之儀候、 同 心千秋 万歳候、 此条兼英申与品 候、 莡 候、 猶 品 雖 然 Ш 兼 掃

藤益 兼田

部

兵

衛

可

单

候、

恐々謹

刑益六

州部少数

輔 Ë

殿

御 判

〇月 日 差 生出と 宛 所 0 間 朱書きで次の い系図 「が記され って i V

貞兼 一総介 -代重 英 式部大輔 郎

宗兵衛

家

原藤左衛門

護安 兼 政 生沢九郎左衛門

46 書状写

事中 言両通 市 出之間、)披見申候、 頓 愚身 可 `馳帰候 茁 候 事、 澄川木引くは、(石見国美濃郡) ŋ 等も 可 申 付 候、

迚

下益も 野田神 以 、状申候、 たし候 守法体之事、 ぬ 以 此 ま **辻**弥 ` 御申 に仕 々 候事 可 -留之由、 有 異見候、 尤 毛頭身か扶持ニかけ 候、 其外之者成 新庄辺江之為取沙汰之尤候、 共 不申 似 組 候、 候 身心安と ぬ届たて 則

> 世 申 ラの 世上之名付計世上之名付計 計候、 計候、 先 先 々身か五 0 衆ハかこ付之候 三年之身持ヲ御見 ハぬさへも年 合候 寄 諸 あ きシ

兼患 「まて御待候て、 そこも心あ 其後 候ましく候 可 然候 んと申 事 候、 下盆

ヲ大儀可被存候之間、申事候、恐々謹言、 (益田尹兼) 事も全屋なと重而之年忌可然候ハんと申事 候、 如 此 申 -渡候 *ا*ر ね

ハ、

垣力野田

(天正十年 元益八年 祥田月⁾ 日

> 越中入道 藤御 判

進之候

47 全鼎藤益 書状写

申 なとへ聞へ不入事候間、 候よし申 又兼忠事、 候、 又元棟子息文 - 見合候、 (上保) 事、はたと周布祝言まで 候、 今朝 八朔申 す 遣 言まて ヘニハ 候間、 さ 不申 候 不 返事之飛 而 可 が然と、 候、 昨日城 今年方角悪被下候之 脚っきこへ 明日状にて、 からま 候 ŋ おりら 子 細 間 此 介 n

(我等覚語同前可有法体之由、 「悟、以下同」 よき事ハ候ましく候~~、 以上、

堅被 少俊候 **侭意之存分之条、** (天正十年ヵ) | 一八月一八月一十年年ヵ) 申候条、 今年来年之儀 不可限此 此度之儀被存知、 恐々謹 節 礑此 候、 (益田尹兼式砌之儀) 全屋年忌なとにあてら(益田尹兼) 対 言 父子 可被指延候、 可 留之由 被指延 覚語之通淵底承智本望候、 光可 候、 さ候 7然候、 弥 Þ ń 分別 候で、 ハね 元祥被 祝着可 何 中事 時も可有其 愚身心中之気遣 雖 申 候、 候、 然 元益祥田 委 此 八覚語 条有 細 :両所

日

♪ 野田 下 守貴

殿 進之候

> 中 入道

全鼎

全鼎御(益田藤兼)

48 小原兼正 畫狀写

恐々謹 此等之次第、 請御意題目之間、 尊意彼巨細及度々蒙仰候之趣、 弥今度直可被仰下候、 行御給之上者、 子細悲春庵上洛候之間、 小坂方役職桑原名之儀、 以愚息右京進・中村和泉守申聞候、 小坂方何之地も可被任御所存候、 只今善悪不及申上候、 能時分御尊書畏入候、 具可有御披露候条、 従 小原二 与次郎殿様被下御書候、(益田兼勝) 一郎右衛門尉雖申聞 一切非緩怠之儀之由申候、 此 由能 途可被仰出 殊桑原名役職之事候間 定而可被申上候、 々御披露可為専 聞候、礼部様江至奉存其旨候、知 候、 度御一 然間 如此 候 可 加

霜月十六日

小 · 源美作守 和

品川弥三郎 中 村七郎左衛門 .殿

殿

49 小原兼正書状写

京都 入人候、 意候、 書謹 定而相 可 而 作 委細品 申上せ候、 致拝見候、 安細品川弥三には残分所々早れ 人事可被仰付之由申上 彼在所并小坂方の事、 抑御領徳屋分之内、 一郎殿可有御申候之条、 々可被仰出候、 一候、 仍御太刀・御樽被下候、 就此儀拙者 近年徳阿給依明 既三於京都御 省略仕候、 へ御書頂戴仕、 此之由可得御意 所 行御頂戴之上 過分之至、 大殿様得(益田宗兼) 其子細

恐惶謹言

九月廿 Ï

兼(小 正原)

謹 上 ○この文書の 品川 弥 三郎 宛所の 品 Ш 弥

宛所は、 を付す相手とは考えにくいため、 「謹上」を付していることから小原兼正よりも上の立場 郎 」は本文中にも見え、 写し間違 いと思わ 小原兼正が れる。 本来 一謹

> 臣と考えられることなどから、 人物と考えられること、 48号文書から品川弥三郎 益田兼勝と思われる。 は 益 田 兼勝

0

0)

50 お ほけ名境定状写

おほけ名東之境

かゑきノ尾、 一山ノ谷 ノ尾かきり、 まい かとかしら

水船ノ尾かきり、 お かきり、 なめらかゑきのかしらちやうノくら 屋ない迫ノかしらはきはら

の木かうつノ大つへかしらヲあしミのつらへ

S

こしけをまさノ木ノ尾へ、 一ゑほしかたの

ひき坂ノ左をへ、 なかやふかしら、 岩くらかしら

たかすかしらへ、 一さやとうまて

有 田殿領分おほけ名ノ境、 北ハ道をかきり、

天正十一年かったし、 十一 月 日 岩本佐渡守 壱岐入道

右境之事、 貴田 兼友為材木取と御越時、 此 両人被相尋候 為後日

51 松原名小坂方境定状写

松原名小坂方堺目柚平之事、 |坂方ョリハ伏谷善右衛門尉殿・岩本大炊助殿・経兵衛・新衛門参会| 六ヶ敷キ所こ、 此方ョリハ少納 間 郎三

申定所、 をつこうて、 只今申定境、 為後日之状如件 西 平 「ハ黒岩たきかしら、 中の新道之たかさョリ、 それョリなはゑて、 両 方の 尾まて、 く原いての西迄、 ミちたかさ、 夫

天正六年戊寅三月廿 Н 宅 野 走 兼 是 判 言 俊勝

衛門殿

判

伏谷善右

岩本大炊助殿

全鼎蘇州書状写

春 (豆かへる春の御悦めてたく候、 なかにけんさんにて申承候 殊御たるさかな送給、 ゆ わひ候へく候、

田 次郎 兵衛兼友代 若名与次郎

53 田元祥感状写 (16号文書 0 写。 本文省略

可 向

六月廿三日(天正九年ヵ)

与次郎殿(益田兼友)

進之候

(益田) 元祥 御判

田元祥書状写

54

今度父子同前に在陣候て、 单 .後不可有忘却候、 帹 恐々謹 先様 何篇外聞能候、 動之儀申下之、 馳走併内々心懸故与本望存候、 別而御馳走頼申 候、 委細此

> 55 益田元祥書状写

先日 違と太慶此事候、 者内意之趣申候之処、 委細 此 納得之由 者 可 申 祥御 (益田 元祥) 半人 (益田 元祥) 段本望存候、 々謹 先度承候之通、 弥

二月八 (益田兼友)

申し給

56 益田元祥書状写

之儀、 等内 為本望候、 者物語 心候 ニてハ、 别 而申談候ハて不叶儀候、 .存之通一々承知候、誠御方之儀年比相懇と申、彼是向後之儀者乍勿論 御方之儀瀧蔵山(俊勝) いへは、 有間敷候、 証 何篇愚身可為同前之旨、 候て聞分候、 不残此者二申聞候之条、 難相届仕合候条、 委細少納任口[言脱] 無成就儀候、 重畳此 作去就夫内存不残此者:申聞候、 者可申 幡 大菩薩 上候条、 自余之衆中とても、 右之分今迄ハ令儀定候、 殊更同意之趣、 候、 可被尋聞候、 一入之安堵此事候、 祥御刊 御刊 神 神 神 神 で 謹言、 摩利支尊天御 不能詳候、 於身一段本望存候、 雖別儀 何茂当家之儀茂、 余勿論之儀候条、 照覧候へ、 是とても年寄中無 将又一ヶ条内談具彼 有間敷候、 能々分別於身礑 向後共諸 先以御· 只今之姿 然上者我 雖不入儀 事

友益月 田田 田田 兼日

申 し 給る

次郎兵衛尉内証之趣、(益田兼友力) 益田元祥書状写 具 承知候、

ハ弥心安、 内意を不存候 何篇可相談 へは、 **於候間** 当時と候ても、 其趣を内 存寄候て被申 々被申達候て可給候、 又時 一候段、 々用捨も有之事候、 於我等も 委細者任 一入本望

 \Box 上候、 恐々 謹 言

伊豆守殿 進之候 伊豆守殿 進之候 又左衛門先祖

元益田(益田) 御判

音問

[拝見申]

候、

其地

無何事由

たい

け

11

候、

七内下向ちか(益田景祥)

(之由

申

59

益田広兼書状写

か、

Ŋ

つころにて候半や承度候、

恐々謹

久太

(益田)広兼御

判

次郎兵衛殿 (益田兼友) (英正十九年)

進之候

自広島

○この文書は年未詳であるが、 文書であることから、 のものである。 元亀三年・ 閏 正月付であること、 天正十一年・天正十九年の 益 田 元祥の発給 いがず

58 益 田元祥書状写

上 5 b 返 不定ほとの仕合と申候、 たちにて候へく候ま、、 くされ候ても無其隠儀候、 れ候て可然候、 々先日中尾にてこの儀 ハ彼寺家之衆中にねたる衆ともハ無之由候間 さりとてハ御方との鑓にていたミ之段ハ、 候間、 快気可為案中候、 段之やりまへ世間にも無其隠候 御方伽にハ罷立、 更御あうかい所も無之候、 とかく重分二候ハ、存命 定而野州なとも其ため 今晩より伽をさせ 何とか 昨 一夜と 以

風聞 とも、 先以宗挙頭下目ニ鑓 深手をおハ ハ 一少々こし半ほとまても切鑓に合候由申候、 段之かねよしにて、 、れ候由、 一疵を以外被相煩之由候、 世上無其隠候、 能々伐りかく故、 御名誉不及言語候、 先日於中 驚耳計候 たミ之由申候、 荱 みハほそく候へ 御方との 恐々か 鑓にて 世上之

十 兼益二 友^田

申ま

したる

元祥公』 (益田元祥) 自石州

60 益田広兼書状写

可 然存候、 両 日者疎遠之様に候、 委斧与一二申含候、 能 もちと延候 恐々謹言、 (益田) 条 先休息候て、 能 前 被 出 候 7

二郎ひやうへ殿進之候(益田兼友)

61 益田景祥書状写

為祥年之御慶 以 面 可 申 候、 恐々謹 包給候、 言 悦入存候、 遠路御志之段本望候、 急度罷 下 ·候条、

二郎兵衛殿 一月廿日

修 玾

(益田景祥) 判

隆景公御手三而御渡海之節、 文禄元年高麗御陣之節、 景公御鞍鐙御紋有之 拝領被仰付、 景祥公十六歳 従 元益祥田 公 今以 兼友事御後見三(益田) 所持仕候事 一被附 渡候

其刻自

62 益

尚

候、 段セいものにて候条、 修理でうほう

> 山口県文書館寄託「益田高友家文書」中世分の翻刻と紹介(中司) (105)

す。

0 仕合如何候や、 又かう斎、本名完道』 、ちときゝたくし候、 此 由 可 申 候、 (隠居)

玄番様頭痛御煩、殊^以 為音信鮒ノすし到来、 殊外御草臥候て、 則令祝着候、 笑止候、越州気分ハよく候条、 (益田元堯) 爰元一入珍敷候、

心安候、 『永井長兵衛祥長、小原勘右衛門先祖』安小左・永長兵両人へ申付2。安小左・永長兵両人へ申付2。 可

我々領分も西方同

前

検

地

申 付

候、

候条、

当年江戸御普請無之、下々迄之安堵迄候、 何篇其方助言賴入候、 何茂春中"其地可罷越候 条

宗的 三月七日 『増野藤右衛門祥護、 法体宗的、固政実父」 (益田景祥) 景御判

以

面

可申候、

恐々謹言

二〇一三年度 [付記] この史料紹介は、 一般共同研究 「日本史史料の研究資源化に関する研究拠点」 「文献・考古両分野による中 ·世後期西日本海

地域における流通経済の解明」

0)

が成果の

部である。

0 和 田高友家文書」 田秀作氏にお世話になりました。 の閲覧および紹介の作成にあたって、 この場を借りてお礼申し上げま Щ 口県文書



15. 益田藤兼 (107) 山口県文書館寄託「益田高友家文書」中世分の翻刻と紹介(中司)

16. 益田元祥

14. 益田藤兼

13. 益田藤兼